

参議院選挙制度改革に対する意見書

平成26年4月25日、参議院選挙制度協議会から、参議院議員通常選挙の選挙区の一票の格差を是正する座長案が示され、さらに、6月26日、その修正案が示された。

選挙制度協議会は、選挙区間における人口の格差是正が要請されていることを強調する一方で、長年にわたり都道府県を単位とする選挙が行われてきたことや、議員が地域代表的性格を有してきたことの意義、地域の意見が国政に反映される選挙制度を構築すべきとの意見も考慮する必要がある、との考え方を示している。

ところが、具体的な選挙区案においては、人口の少ない県を隣接する一の都道府県と合区することとし、地理的にも文化的にも大きく異なる発展の歴史を持つ県を合区して定数を算定するなど、人口の格差是正にのみとらわれて、地域の意見を国政に反映する面についてはほとんど考慮されていない。また、合区され定数が1となる選挙区においては、県の間にも人口差があり、一方の県では長期にわたって参議院議員がいない状況が発生するおそれがある。

徳島選挙区においても高知選挙区と合区され、通常選挙ごとに両区併せて2の定数を1とするものとなっている。

そもそも、参議院憲法審査会の審議過程では、参議院に地域代表としての性格を持たせるべき等地方を重視すべきとの意見が出ており、参議院の在り方を含めた議論が行われるべき時期が来ている。当然、選挙区の見直しもこれを踏まえたものでなければならず、十分な議論もなく、47都道府県の一部にのみ合区を行う案は地方を軽視するものと言わざるを得ない。

よって、国においては、地方からの視点が欠落した見直し案を採用することなく、人口が少ない県の代表者が確実に参議院議員に選出されるような、参議院の在り方を含めた抜本的な見直しを行うよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月10日

徳島県議会議長 森 田 正 博